

[公開草案]

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」の公表

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 :
  - 名 前 : 吉田博樹

---

■コメント:

報酬の定義について、労働省(現厚生労働省)の見解と  
真っ向から対立するものと考えられます。

したがって、15(7)にてこの見解をそのまま利用すれば、開示をしないことが可能とな  
りうるのではないのでしょうか?

かかる回避がなされないように、関係各省庁との調整経過も記載すべきではないでしょ  
うか?